

受注型企画条件書のチェック項目



取消料は割引前の旅行代金を基準に計算されることを表示。(マニュアルP.9)

*条件書のフォームは、普段使用しているものでOK
(必要事項がすべて記載されていること)



■ 申込日
交付決定日以降の日付



■ 旅行代金の書き方について
1. おひとり様あたりの「LOVEあいちキャンペーン旅行代金」
2. 「愛知県よりお一人当たり円の補助を受けています」
を必ず記載してください



■ 交通機関と添乗員有無
行程表に記載のない場合は、ここに記載が必要

受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面 (国内用)
前掲の企画書面及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。
(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)
(旅行業法第12条の5による契約書面)

御中		[主要旅行条件]必ず裏面の旅行条件の欄もご確認ください		申込日	令和●年●月●日
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
契約責任者	団体名 (ツアード名)	所在地	担当者	TEL	
所在地		構成人員			
		□ 大人 男 名、女 名 □ 幼児 (6才未満) 男 名、女 名			
旅行目的	□ 家族旅行 □ グループ旅行 □ 新婚旅行 □ 研修旅行 □ 職場旅行 □ 招待旅行 □ その他 ()				
旅行日程	令和●年●月●日()				
旅行代金	旅行費用 ●●●●●円 (一人あたり●●●●●円) (但し旅行参加者●人以上とします。) 旅行代金 愛知県より一人あたり●●●●●円の補助を受けています。				
希望旅行地	旅行先地	希望 昼食 施設			ご希望の条件
希望旅行地					
主な交通機関	□ 鉄道 □ 航空機			□ 貸切観光バス	□ その他
旅行代金に含まれない費用	□ 企画書面に記載された費用 □ その他 (現地飲み物代金)				
添乗員	□ 同行を希望する □ 同行を希望しない				

お支払いと旅行契約の成立 (詳しくは、裏面の旅行条件の欄もご確認ください。)
申込金 () (円) 申込書の提出時にお支払い下さい。
旅行契約の成立 当社の承諾と上記の申込金の受領をもって契約の成立となります。
旅行代金 残金 旅行代金からお申込金を差し引いた残金を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって () 日目にあたる日までにお支払い下さい。

確定書面の交付
当該契約書面において確定されていない運送者もしくは宿泊機関の名称を記載できない場合は、利用予定の宿泊機関及び表示した重要な運送機関の名称を限定して挙挙げした上で、当該契約書面交付後、これらの確定状況に記載した書面を交付します。
その場合
確定書面は 年 月 日
□ ご来店 □ お届け □ ご送付 □ その他
当社が上記の日までに確定書面を提出しない場合は、お客様は旅行契約を解除することができます。
右記の旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取り引きの責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

旅行企画・実施
登録番号
会社名
電話番号
E-mail:
総合旅行業務取扱管理者
国内旅行業務取扱管理者

受注型企画旅行取引条件説明書面 (国内用)

旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面
旅行業法第12条の5による契約書面

この企画書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行 「受注型企画旅行契約」(以下単に「契約」といいます)とは、当社が旅行者の依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という。)の用意並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。
2. 契約の申込み (1) 当社が旅行者に交付した企画書面の内容に契約を申込みとする旅行者は、当社所定の申込書に記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出していただきます。(2) 当社同一のコースにおいて、参加しようとする複数の旅行者および団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)が責任のある代表者を定めたときは、その者が契約の申し込み、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取扱いは当該代表者(以下「契約責任者」といいます。)と間で行います。(3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
3. 契約責任者の変更 (1) 契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、なんらの責任を負うものではありません。(2) 当社は、契約責任者が団体・グループに所属している場合、旅行開始日においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。(3) 旅行開始日() 歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊婦の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方、その他その旨をお申し付け下さい。当社が合理的に認め、又はこれらの方からのお申し出に基づき、当社が旅行業務のために必要と認める費用は旅行者の負担とします。
4. 契約の成立時期 (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。(2) 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結するときは、前(1)の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、当社は契約責任者にその旨を記載した契約書を交付するものとします。受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。
5. 契約書面の交付 (1) 当社は、契約の成立後速やかに、旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行内容及び当該責任に関する事項を記載した契約書を交付します。(2) 契約書を交付した場合において、当社が契約により手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。
6. 確定書面 (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送者もしくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示した重要な運送機関の名称を限定して挙挙げした上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日)以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始(予定)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。(2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は速やか適切にこれをお答えいたします。(3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところと特定されます。
7. 旅行代金の支払いつり合せと旅行代金の変更 (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までに支払います。(2) 利用する運送等・料金が企画書面に記載した基準日より有効な公示されている適用運賃・料金が著しく経済状況の変化等により、運賃等懸念される程度を大幅に超えたと認められたときは、その差額が旅行者に発生し得る場合があります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日より前日から起算してさかのぼって15日以前に旅行者に通知するものとしますが、この場合旅行者は、旅行開始前に企画料金を支払うことなく契約を締結するとができず、適用運賃・料金が確定した場合は、その差額が旅行代金を増額します。(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増額する旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後、旅行者に発生すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載した額と異なることにより旅行代金の額を変更することができます。
8. 契約内容の変更 (1) 旅行者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。(2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画にみらな運送サービスの提供その他正当の理由を有しない理由を以て、旅行の安全並びに旅行者の利益を確保するためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめの通知なく当該事項が関係しないものである理由及び当該事由とその他の結果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。
9. 旅行契約の解除 (1) 旅行者から企画料金を支払うことなく、旅行代金を支払うことなく旅行契約を締結した場合は、取消料は割引前の旅行代金を基準に計算されることを表示。(マニュアルP.9)

